

広島サッカースタジアムに係る指定管理者候補者の選定について

広島サッカースタジアムについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区基町15番2-1号
- (2) 設置目的
都心に立地する「街なかスタジアム」という特性をいかし、サッカーを始めとするスポーツの試合、競技会等の開催の場を提供することにより、その普及及び振興を図るとともに、多目的かつ多機能化を図り、広域から人が集まることで、年間を通じた広島のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和4年10月7日～令和4年12月15日
- (2) 申請者 1団体
株式会社サンフレッチェ広島（広島市中区大手町一丁目4番14号 大手町上田ビル2階）

3 都市整備局指定管理者指定審議会（サッカースタジアム審査部会）委員

役職	職名	氏名
会長	都市整備局長	藤岡 啓太郎
副会長	都市整備局次長	木村 良一
委員	都市整備局指導担当局長	谷 康宣
委員	税理士	洗川 孝典
委員	広島文化学園大学教授	東川 安雄
委員	福山市立大学教授	渡邊 一成

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
都市整備局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【利用者の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 事業の内容は施設の設置目的等の達成に向け、具体的かつ効果的なものになっているか。 ② 施設の利用促進及び収益増に向けた取組が具体的かつ効果的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 施設の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は利用者サービスを考慮したものになっているか。
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理運営の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【管理経費の縮減及び市への納付額】 指定管理料の提案額が上限額以下であり、かつ市への納付額の提案額が下限額以上となっていること（指定管理料の提案額が下限額を下回っている場合又は市への納付額の提案額が上限額を上回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、株式会社サンフレッチェ広島を指定管理者候補者として選定した。

申 請 者	株式会社サンフレッチェ広島
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
【指定管理料】 ◎ 指定管理料上限額 4億9,900万円 ◎ 指定管理料提案額 4億9,900万円 【納付額】 ◎ 納付下限額 12億5,800万円 ◎ 納付提案額 12億5,800万円	

※ 指定管理料及び納付額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和5年12月28日～令和15年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定時の評価における加点減点項目として、本市が推進する行政施策に関する項目を設けている。

今回は申請者が1者であったため、加点減点項目による審査は行っていないが、取組状況は次表のとおりである。

<指定管理者候補者となった株式会社サンフレッチェ広島の取組状況>

加点減点項目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率（2.3%）】	0.00%	障害者の雇用義務無し
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定努力義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—